

対日直接投資促進策の推進について

〔平成15年3月27日〕
対日投資会議決定

政府は、対日直接投資を大いに歓迎し、その促進に向けて全力で取り組むこととする。

対日直接投資は、新しい技術や革新的な経営ノウハウをもたらすとともに、新商品、サービスの供給やリスクマネーの提供を通じて、雇用機会の確保にもつながるなど、構造改革を進め、日本経済を活性化する有効な手段である。しかしながら、現在の対日直接投資は、諸外国との比較においても、著しく低い水準にとどまっている。

こうした状況に対し、政府は、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための対策を講じ、5年後には、対日直接投資残高の倍増を目指すこととした。

具体的には、対日投資会議専門部会（以下、「専門部会」という。）報告で示された基本的な考え方及び「対日投資促進プログラム」に基づき、以下の5つの重点分野における74項目の施策を着実に推進する。

- (1) 行政手続の見直し（明確化、簡素化、迅速化）
 - ・各府省総合案内窓口の設置等
- (2) 事業環境の整備
 - ・国境を越えたM & Aの円滑化等
- (3) 雇用・生活環境の整備
 - ・技術者・研究者の入国資格の拡充、留学生の就職支援等
- (4) 地方と国の体制整備
 - ・地方自治体の自主的な誘致取組を支援、構造改革特区制度活用の検討等
- (5) 内外への情報発信

また、専門部会は、関係府省庁の積極的な協力の下に、「対日投資促進プログラム」の進捗状況を定期的に確認するとともに、更なる取組が必要な事項があれば、調査・検討を行うこととし、同プログラムの改定に努める。政府はこの結果を踏まえ、施策の実効ある実施、充実を図っていく。

政府は、海外の投資家に対し、本決定による取組を広く知らせ、日本への投資を呼びかけるとともに、これらの取組により、その投資活動を積極的に支援する。